

JA 山口厚生連 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1	計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。 男性従業員：取得率を20%以上にする。 女性従業員：取得率100%を維持すること。
-----	---

<対策>

- 令和7年4月～ ①対象者への制度についての個別周知を引き続き徹底する。
②子供が生まれる際の父親の休暇の積極的促進について、諸会議を通じて周知を図る。

目標2	仕事と家庭の両立支援への積極的な取組の考え方を、経営や人事の方針として明文化する。
-----	---

<対策>

- 令和7年4月～ ①2人以上の小学校就学の始期までの子を養育する職員に対して子の看護等休暇の給与支給の日数を変更する。
②育児・介護休業法の改正による制度の変更について周知を行う。

目標3	全事業所において月1回以上のノー残業デーを導入する。
-----	----------------------------

<対策>

- 令和7年10月～ ①紙運用の手続きについて電子化・ペーパーレス化を行い、業務の効率化により時間外の削減を行う。